保育料(利用者負担金)表

[0~2歳児クラスの子ども]

(単位:円)

階層区分				保育時間						
			標準時間	短期						
Α	生活	保護受給世帯		0	0					
B1	#0	町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0	0					
B2	الم	可们区机护品机造市	ひとり親世帯等以外の世帯	0	0					
		49.600m±;#	ひとり親世帯等	2, 500	2, 400					
С		48,600円未満	ひとり親世帯等以外の世帯	10,000	9,800					
D1		48,600円以上	ひとり親世帯等	3,000	2, 900					
וט		60,700円未満	ひとり親世帯等以外の世帯	12,000	11,700					
D2		60,700円以上	ひとり親世帯等	3, 500	3, 400					
DZ		72,800円未満	ひとり親世帯等以外の世帯	14, 000	13,700					
D3	D2 +	72,800円以上	ひとり親世帯等かつ77,101円未満の世帯	4, 000	3, 900					
	市区	84,900円未満	上記以外の世帯	16,000	15, 700					
D4	町村	84,900円以上	97,000円 未満	18,000	17, 600					
D5	民税	97,000円以上	115,000円 未満	20,000	19,600					
D6	所得	115,000円以	上 133,000円 未満	22,000	21,600					
D7	割	133,000円以	上 151,000円 未満	24, 000	23, 500					
D8	課税	151,000円以	上 169,000円 未満	26,000	25, 500					
D9	額	169,000円以	上 202,000円 未満	29,000	28, 500					
D10		202,000円以	上 235,000円 未満	32,000	31,400					
D11		235,000円以	上 268,000円 未満	35,000	34, 400					
D12		268,000円以	上 301,000円 未満	39,000	38, 300					
D13		301,000円以	上 349,000円 未満	43,000	42, 200					
D14		349,000円以	上 397,000円 未満	48,000	47, 100					
D15		397,000円以		58,000	57, 000					

[※]年度途中でお子さんの年齢が2歳から3歳に上がっても、2歳児クラスの間は保育料がかかります。

[※]上記は令和7年8月までの料金表です。令和7年9月以降、全世帯の0~5歳児の保育料は無料となります。

保育料は子どもの保育にかかる経費の一部を利用者に負担していただくもので、子どもの同居家族(保護者等)の市民税所得割額に応じて決定されます。

令和7年度入所	利用月	市区町村民税所得割課税額年度
上半期	4~8月分	令和6年度(令和5年中の収入にかかる税)
下半期	9~3月分	令和7年度(令和6年中の収入にかかる税)

- 3~5歳児クラスの子どもは幼児教育・保育の無償化に伴い保育料は0円です
- ※第2子以降の子どもの保育料も0円です(令和7年9月から、各世帯の第1子にあたる子どもの保育料も0円となりました。)。
- (※給食費、延長保育料、通園送迎費、行事費等は無償化対象外です。詳細は園にお問い合わせください。)
- 1 金額表において「ひとり親世帯等」とは、次の各号のいずれかに該当する世帯をいいます。
 - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの属する世帯
 - (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者の属する世帯
 - (3) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者の属する世帯
 - (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯
 - (5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)の規定により特別児童扶養 手当の支給を受けている者の属する世帯
 - (6) 国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等を受けている者の属 する世帯
 - (7) 生活保護法に定める保護基準に準じ、生活に困窮していると市長が認めた世帯
 - ※1 結婚・離婚や引っ越しによる同居人の変更があった場合は、保育料が変更になる可能性があります。必ず保育・幼稚園係に御連絡ください。
 - ※2 同居家族が障害者手帳や特別児童扶養手当証書をお持ちの場合は、ひとり親世帯等に該当します。手帳のコピーを保育・幼稚園係に御提出ください。
 - また、<u>精神手帳の所持によってひとり親世帯等と認められるのは手帳の有効期間内のみです。</u>精神手帳を更新された方は新しい手帳のコピーを御提出ください。
- 2 金額表における「所得割課税額」を計算する場合には、調整控除額以外の税額控除(住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)は 適用されません。
- 3 当年度の4月1日時点において3歳に達していない子どもについては前頁の保育料表の金額を適用します。左記の子どもが年度途中で3歳に達しても、翌年度を迎えるまでは保育料がかかります。 (令和7年9月からすべての子どもについて保育料はかかりません。)
- 4 世帯における子どものカウント方法について、「第1子」、「第2子」の数に含まれるのは<u>保護者が監護をしている(面倒をみている</u>)同一世帯の子どものみです。
 - (例)上の子が独立済社会人(別居中)、下の子が保育園児→下の子(保育園児)を第1子とカウント。 上の子が中学生(同居中)、下の子が保育園児→上の子が第1子、下の子を第2子とカウント。
 - ※令和5年10月から、第2子以降の子どもの保育料が無償化対象になりました。また、令和7年9月から、第1子にあたる子どもの保育料も無償化対象になりました。
- 5 以下の条件をすべて満たす場合は、入所児と同居の扶養義務者の税額を、利用者負担金算定の基準とします。(扶養義務者で複数人が課税の場合は、どなたか高額のもの一人が該当。)
 - (1) 入所児童の父母の市民税が非課税である。
 - (2) 扶養義務者に市民税が課税されている。
 - (3) 扶養義務者と同居していることが入所申込書に記載、または公簿等で確認できる。

- ※住民票上世帯を分離していても同じ家に住んでいれば該当となります。完全に別世帯として生活している場合(同じ敷地内の別棟に住んでいて公共料金等もそれぞれが支払っている等)は保育・幼稚園係に御相談ください。
- 6 海外赴任等による国外での収入があった場合や米軍基地内で就労されている場合には、お勤め先が発行する給与の支払い証明書やW-2(Wage and Tax Statement 米国の給料と納税の証明書)等を基に保育料を算定いたしますので、資料を御提出ください。

また海外在住で料金算定期間内に御収入が無かった方にも、無収入の申し立てをしていただく必要がございます。該当の方は保育・幼稚園係に御連絡ください。

- 7 単身赴任等で保護者の一方が青梅市に住民票を置いていない場合、保育料決定のために課税証明書の御提出や税額調査書への同意を求める場合がございます。
- 8 税の申告をしていない場合や不備がある場合等、**税情報が確認できない場合は保育料を最高額で決定いたします。**年度内に税情報の確認が取れた場合は料金の再計算や還付等を行いますが、**遡っての料金変更は現年度内に限ります。**

また税の修正申告をされた場合も保育料が変更になる場合がございます。こちらも現年度内に限って保育料の再計算や還付等をいたします。

税の申告や修正をした場合は、速やかに保育・幼稚園係に御連絡ください。

- 9 以下の条件に該当する世帯である場合、保育料が免除されます。該当する方は保育・幼稚園係に御連絡ください。
 - (1) 中国残留邦人等支援給付受給世帯
 - (2) 里親事業を行っている世帯
 - (3) 小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)を行っている世帯
- 10 保育料の決定に時間がかかった場合、数か月分の保育料のお支払いを一度にお願いすることがございます。期限等について変更をご希望の際は保育・幼稚園係に御連絡ください。
- 11 保育料は毎月1日時点で在籍していることを基準に、月額料金でお支払いいただきます。事情により長期欠席される場合でも出席日数による日割り計算は行わず、月額料金の全額をお支払いいただきますので御注意ください。

3 歳~5 歳児クラスの 副食費について(2 号児)

【副食費について】

給食費のうち、ごはんやパン以外の副食費(おかずやおやつ)は保護者負担となっており、*月額4,500円を保育施設にお支払いいただきます。

入所決定後、施設より納入手続きの案内があります。

- ※副食費の金額は施設によって異なる場合があります。
- ※令和7年度については、月額上限4,900円の補助を実施しているため、原則保護者負担は発生しません。ただし、施設が定める副食費が4,900円を超える場合は、市の補助額を差し引いた金額は自己負担となります。
- ※0歳~2歳児クラスについては、保育料に副食費が含まれているため、別途御 負担いただく必要はありません。

なお、以下の場合は副食費の支払いは免除となります。

- ①市民税所得割課税額が57,700円未満の世帯の子ども
- ②市民税所得割課税額が77,101円未満のひとり親世帯等の子ども
- ③小学校就学前の子どものうち、年齢が高い者から数えて第3子以降の子ども
- (※所得割課税額やひとり親世帯等にあたる世帯の考え方については、10、11 頁の『保育料(利用者負担金)表』の項目を御参照ください。)

保護者が税の申告をしていない場合や不備がある場合等、税情報が確認できない場合は入所月から副食費を「徴収」と決定いたします。当年度の2月末までに税情報の確認が取れた場合は副食費が免除になるか再計算を行いますが、遡っての変更は現年度内に限ります。

また**税の修正申告をされた場合も副食費が変更になる場合がございます。**こちらも**現年度内に限って**再計算を行います。

税の申告や修正をした場合は、速やかに保育・幼稚園係に御連絡ください。

保育料および副食費の算定方法(参考) ※青梅市で課税されている場合

保育料および副食費は、市区町村民税所得割課税額(保護者ごとの合算額)を基に算定いたします。

- 1 会社員等の方(給与から住民税を引かれている方)
 - (1) 毎年、5月~6月頃に会社から渡される「給与所得等に係る市民税・都民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」の「市民税」の欄を御覧ください。
 - (2) 階層を決定する市民税所得割額は、「税額控除前所得割額(A)-調整控除額」 となります。
 - ●調整控除以外の税額控除(※)がない場合:「C」
 - ○調整控除以外の税額控除(※)がある場合:「A-(B-調整控除以外の税額控除)」
 - (3) 給与以外に不動産所得等があって、給与から住民税が引かれている以外に別途 納付書等で住民税を納付している方は、『2 自営業等の方』の通知書の市民 税所得割額を合算してください。
 - (4) 保護者ごとの市民税所得割額を合算し、利用者負担金表または副食費免除の条件に当てはめてください。



青梅市で課税されている場合の見本

- (※)調整控除以外の税額控除にあたる控除は以下の控除です。
- 住宅借入金等特別税額控除
- ・寄附金税額控除
- · 外国税額控除
- ・配当控除
- ・配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

- 2 自営業等の方(口座振替や納付書で住民税を納付している方)
 - (1) 毎年、6月頃に市が送付する「市民税・都民税 課税証明書 その2」の「市 民税」の欄を御覧ください。
 - (2) 階層を決定する市民税所得割額は、「税額控除前所得割額(A)-調整控除額 (B)」となります。
 - (3) 保護者ごとの市民税所得割額を合算し、利用者負担金表または副食費免除の条件に当てはめてください。

見額変更	等理由					,												
		市	尺	稅	都	民	税		_				1	前 回	通知	1 4		通 知
税額控除	前所得割額	7	, A		1			年		税		額	4	7			-	-
税 調 幣配 当	1. 1.00		В					滅	年	免度	課	額 額	1	1	-		_	_
189 / 1 /	金等特別稅額拉除 公稅額控除	1	1					着针·	5年別数1	loffict.	て徴収す	る額の合計額	1		i			
7. 外国权额投险· 税额满路额							20年	tirs特別	観のだに	って転け	6萬7分計第	1		1				
所 得	日たは株式等 岸部駅の珍原 割 額	1	1		_		_	0.000		17,000,000	11/2/2017 11:21	額の合計額	1		ï			1
均 等	割額						\Box	(株式	等語	除不足波所有	配当割額	割額· 控除額	ī	1	ĩ		ĩ	Ī
計通徴収	の方法によ	回通知	徴収 ³ 税額		の 納 亜知税 着	1.0	および	納期		新たり方法:		銀行も新につ 額(B)		の各部語に	との網付額を の納付額 B)	eneno#	加斯までにA 期	B65(2) 限
	1	1	1	1	_	_	1			1	1	1	1					

青梅市で課税されている場合の見本

○税の申告、修正について

税の申告や修正をする際に税務署で確定申告をされた場合、市に最新の税情報が届いて保育料や副食費に反映されるまで時間がかかることがございます。市区町村役所で直接市区町村民税の申告をしていただくか、確定申告後に申告書の写しをもって市区町村役所の課税関係課で手続きしていただくと早めに料金が決定できる場合がございます。

税の申告方法や申告に必要なものについては確定申告の場合は税務署、市区町村民税申告の場合はその年の1月1日時点で住民票があった自治体に御確認ください。